

EU 諸国への輸出向け

CERTIFICATE OF INSPECTION (検査証明書)

交付の手続き

第3版：2012年8月24日

1. EU 規則 (Regulation (EC) N01235/2008) の要求事項

<EU 諸国に輸出する側に係る事>

①検査証明書は、第三国リストに掲載されている認証機関が発行すること。

②検査証明書は有機的に生産されたことを書類や現物等により確認してから発行すること。

③発行された証明書には通し番号を振り、証明書の目録を時系列に保存すること。

④検査証明書は輸出先国のいずれかの公用語で作成し、すべて大文字かすべてタイプ打ちで記載すること。

⑤証明なく加除修正された証明書は無効。

<検査証明書の交付の他に認定機関が実施すること>

⑥EU に輸出する事業者の情報をウェブ上に公開すること。

⑦公開する情報は、事業者の名前、所在地、製品の種類、製品は有機か転換期間中か、事業者の連絡先、事業者の業務の範囲など。

2. 有機中央会が検査証明書を交付できる有機食品

有機中央会の認定を受けている事業者が、有機 JAS 規格にもとづき格付した有機食品。生産、加工・製造、小分けのいずれでも良い。

3. 本会の英文名と割り振られたコード番号

Center of Japan Organic Farmers Group [CJOFG]

JP-BIO-004

4. 申請と交付

検査証明書は、認定事業者からの申請にもとづき行い。以下の手続きを経て交付します。なお申請は、可能な限り電子メールを活用し、必要書類は PDF ファイルで添付してください。

①輸出者登録

EU 諸国に輸出を予定している事業者は、以下の英文名を添えて、本会に EU 輸出予定者登録を行ってください。この登録にもとづき有機中央会のホームページに登録内容を公表します。この申請は、輸出者登録申請書（別紙1）で行ってください。この受付は、電子メールのみで行います。

認定番号（これは数字で良い）

名称

所在地

生産、製造を行う工場や圃場の所在地（工場などの場合は、名称を含む）

（* 圃場の所在地の場合は、対象圃場の市町村名までとする）

連絡先

輸出を予定する製品の名称

使用する電子メールアドレス

②製品審査

輸出予定の商品が決定し、輸出する商品のロットの格付が終了した段階で、輸出製品審査申請書（別紙2）に必要事項を記入し、製品の審査を申請してください。提出は、まず押印のないものを電子メールで送付して下さい。その後押印した正本を郵便等で送付して下さい。

電子メールは、輸出者登録で登録した電子メールを使用してください。

③輸出手続き終了後の検査証明書交付申請と交付

輸出手続きが終了したら、交付申請書に必要書類を添えて交付申請を行ってください。申請が適切なものであることを確認したら、検査証明書を交付します。検査証明書の原本は、郵便等で送付しますが、あらかじめ PDF ファイルなどで必要な場合は、申請書にその旨記載してください。

< 交付申請書 >

別紙3

< 交付申請書に添付すべき書類 >

●検査証明書の様式5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番の項目を記載したもの。

●上記の5番、12番、14番を確認できる根拠書類の写し。

以上

検査証明書交付手続き別紙1

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（西暦で記入のこと）

輸出者登録申請書

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
理事長 殿

EU 諸国への有機食品の輸出を予定していますので、輸出者登録を申請します。

1. 申請者

名称	
代表者	
認定番号	

2. 登録事項

登録項目	英文表記
名称	
所在地	
生産、製造を行う工場や圃場の所在地（注1）	
連絡先	
輸出を予定する製品の名称	
使用する電子メールアドレス	

注1 *工場などの場合は、名称を含む。

*圃場の所在地の場合は、対象圃場の市町村名までとする。

注：登録事項の項目が、本会のホームページ上に公表するものとなります。

検査証明書交付手続き別紙2

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（西暦で記入のこと）

製品審査申請書

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
理事長 殿

EU 諸国へ有機食品の輸出を行いますので、製品審査を申請します。製品の仕様は、下記に相違ありません。

1. 申請者

名称、代表者名及び押印	印
認定番号	

2. 申請する有機食品

輸出予定国					
輸出予定品の名称					
製造ロット番号と数量					
格付実施日及び格付担当者					
加工・製造、栽培方法もしくは小分けの手順（注1）					
表示	予定している表示の見本を添付する				
原材料 （注2） （有機）	名称	生産県	生産者	認定機関	配合割合
原材料 （非有機）	名称	生産県	生産者	使用目的	配合割合
添加物 加工助剤	名称	使用目的	使用方法	GMO	配合割合

*注1：本会に届け、審査を受けている手順の名称をフルネームで記載して下さい。

*注2：原材料は、社内加工を行う前の仕入れ段階の原材料を記載して下さい。

検査証明書交付手続き別紙3

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（西暦で記入のこと）

EU 諸国への輸出のための検査証明書 交付申請書

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
理事長 殿

EU 諸国へ有機食品の輸出を行いますので、検査証明書の交付を申請します。

1. 申請者

名称	
代表者	
認定番号	

2. 検査証明書を申請する製品に係る事項

項目	内容（英文で記載すること）
製品の名称	
製造ロット番号	
輸出者	
輸出先国名	
第一荷受け者の名称と住所	
輸入者の名称と住所	
荷印 コンテナ番号 商品名	
数量（数と重量もしくは容積） *注	
検査証明のPDFファイル必要の有無	必要 必要でない

*注：同一コンテナで混載荷物の場合は、有機の商品の量のみを記載するように注意。重量の単位にトンを使用する場合は、「MT」で記載。

3. 添付書類（添付書類の名称と総枚数を記載）

CERTIFICATE OF INSPECTION

1. Issuing body or authority(name and address) Center of Japan Organic Farmers Group (CJOFG) 6-15-11, Soto Kanda, Chiyoda-ku, Tokyo、 JAPAN	2. Council Regulation(EC) NO 834/2007,Article33(2) ■ or Article33(3)□ or Commission Regulation(EC) No 235/2008,Article19□	
3. Serial number of the certificate of inspection	4. Reference No authorization under Article 19	
5. Exporter(name and address)	6. Control body or control authority (name and address) Center of Japan Organic Farmers Group (CJOFG) 6-15-11, Soto Kanda, Chiyoda-ku, Tokyo、 JAPAN	
7. Producer or preparer of the product (name and address)	8. Country of dispatch Japan	
	9. Country of destination	
10. First consignee in the Community(name and address)	11. Name and address of the importer	
12. Marks and numbers. Container No(s).Number and kind. Trade name of the product.	13. CN codes	14. Declared quantity
	<p>15. Declaration of body or authority issuing the certificate referred to in box 1.</p> <p>This is to certificate has been issued on the basis of the checks required under Article 13(4) of Regulation (EC) No 1235/2008 and that the products designated above have been obtained in accordance with rule of production and inspection of the organic production method which are considered equivalent in accordance with the provisions of Regulation (EC) No 834/2007.</p> <p>Date</p> <p>Name and signature of authorized person</p> <p style="text-align: right;">Stamp of issuing authority or body</p>	

16. Declaration of the competent authority of the Member state of the European Union who granted the authorisation or its designate.

This is to certify that the products designated above have been authorised for marketing in the European community in accordance with the procedure of Article 19 of Regulation (EC) No 1235/2008, under the authorisation number mentioned in box 4.

Date

Name and signature of the authorised person

Stamp of the Competent authority or its designate in the Member

State

17. Verification of the consignment by the relevant authority of the Member State.

Member State _____

Import registration _____

(type, number, date and office of the customs declaration)

Date _____

Name and signature of authorised person

Stamp

18. Declaration of the first consignee.

This is to certify that the reception of the goods has been carried out in accordance with the provisions of Article 34 of Regulation (EC) No 889/2008.

Name of the company

Date

Name and signature of the authorised person